

福岡地裁小倉支部平成 11 年 11 月 2 日判決・判例タイムズ 1069 号 232 頁

アルコール依存症、精神分裂病、肝障害等の治療のため入院していた患者が、病室において自死したという事案です。遺族らは、「患者に抑うつ状態がみられるなど、自死の兆候があったのにも関わらず、医師らは昼夜病室を巡回するといった自殺防止義務を怠った」と、病院は「患者の自殺は突発的なものであって、予見できない」とそれぞれ主張していました。

裁判所は、患者の入院後の病状・行動からすると、医師は患者が自殺に及ぶ危険性があることを事前に予測できたということを前提に、病院の職員が夜間一時間程度の巡回をしていれば、患者の死亡という結果は回避することができたとし、病院の責任を認めました。

この裁判例では、自殺防止義務を怠った、という点について、夜間の巡回が行われていなかったり、巡回日誌がなかったといった体制のずさんさが指摘されています。